

かほく市移住支援金の対象要件

①の要件を満たす方のうち、②、③、④、⑤、⑥のいずれかの要件を満たす就業等をした方が対象となります。また、転入した日によって要件が異なる場合がありますので、下記の表にてご確認ください。

①移住等に関する要件		
移住元、移住先、その他の事項全てに該当すること	移住元に関する要件	<p style="text-align: center;">※下記の(1)(2)両方に該当すること ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間とすることができます。</p> <p>(1) 下記の(ア)または(イ)に該当する方</p> <p>(ア) 本市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住</p> <p>(イ) 本市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと</p> <p>※(ア)と(イ)は合算して通算5年以上でも可</p> <p>(2) 下記の(ウ)または(エ)に該当する方</p> <p>(ウ) 本市へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住</p> <p>(エ) 本市へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと</p> <p>※(ウ)と(エ)は合算して通算1年以上でも可</p>
	移住先に関する事項	<input type="checkbox"/> かほく市に転入したこと
	※右記の事項全てに該当すること	<input type="checkbox"/> 移住支援金の申請時において、転入日から1年以内であること
		<input type="checkbox"/> 移住支援金の申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること
	その他の事項	<input type="checkbox"/> 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと
	※右記の事項全てに該当すること	<input type="checkbox"/> 日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること
		<input type="checkbox"/> その他石川県またはかほく市長が不適当と認めた者でないこと
	②就業に関する要件	<input type="checkbox"/> 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること
	※右記の事項全てに該当すること	<input type="checkbox"/> 就業地が、移住支援金の対象として県の指定するサイト【石川県指定サイト：イシカワノオト】に掲載している求人であること
		<input type="checkbox"/> 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと
	<input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業していること	
	<input type="checkbox"/> 求人への応募日が県の指定するサイト【石川県指定サイト：イシカワノオト】に同求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること	

かほく市移住支援金の対象要件

①の要件を満たす方のうち、②、③、④、⑤、⑥のいずれかの要件を満たす就業等をした方が対象となります。また、転入した日によって要件が異なる場合がありますので、下記の表にてご確認ください。

	<input type="checkbox"/> 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること <input type="checkbox"/> 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
③プロフェッショナル人材事業 または先導的人材マッチング 事業に関する要件 ※右記の事項全てに該当すること	<input type="checkbox"/> 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材の定義(経営人材・経営サポート人材、新事業立ち上げ・販路開拓人材、生産性向上人材)に当てはまる職種(役員、管理職、経営関係の専門職、企画職、マーケティング職、研究職、技術職、生産管理職)に就業すること。に当てはまる職種に就業すること <input type="checkbox"/> 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと <input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業していること <input type="checkbox"/> 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること <input type="checkbox"/> 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること <input type="checkbox"/> 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと
④テレワークに関する要件 ※右記の事項全てに該当すること	<input type="checkbox"/> 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、かほく市を生活の本拠とし、移住元で業務を引き続き行うこと <input type="checkbox"/> 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。 <input type="checkbox"/> 地方創生テレワーク交付金を活用した取り組みの中で、所属先企業等から資金提供されていないこと
⑤起業に関する要件	<input type="checkbox"/> 起業支援金の交付決定を受けており、移住支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること

かほく市移住支援金の対象要件

①の要件を満たす方のうち、②、③、④、⑤、⑥のいずれかの要件を満たす就業等をした方が対象となります。また、転入した日によって要件が異なる場合がありますので、下記の表にてご確認ください。

⑥関係人口に関する要件	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること
※2026年4月1日以降に転入された方から対象	<p>【支給対象者の要件】</p> <p><input type="checkbox"/>地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加し、当該地域の担い手となっていた方</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>本市に以下のような関係性を有している方</p> <ul style="list-style-type: none">・出生した方・就学又は就労経験のある方・ふるさと納税経験のある方・学校・企業・NPO等と関わりがある方（協働した事業実施や団体会員などになっていること） <hr/> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <p><input type="checkbox"/>かほく市に移住して農林水産業に就業し、農林水産業に関する研修を受講しているまたは受講を予定している方</p>